変　更　後	変　更　前
（目的） **第１条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、帯締め（帯どめ）及び羽織ひも（以下「帯締め等」という。）の表示を適正化するための事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。	（目的） **第１条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、帯締め（帯どめ）及び羽織ひも（以下「帯締め等」という。）の表示を適正化するための事項を定めることにより、一般消費者の適正な商品選択を保護し、不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争を確保することを目的とする。
（定義） **第２条**　この規約で「帯締め」とは、和装用身のまわり品であって、結んだ帯が解けないように帯の上に締めるひも（「帯どめ用金具ひも」を含む。）をいう。 ２　この規約で「羽織ひも」とは、和装用身のまわり品であって、羽織の前が開かないように羽織の両えりに着けるひもをいう。ただし、金属、真珠、さんご、べっ甲、陶磁器、その他これらに類するものを主たる材料とした製品は除く。 ３・４　（略）	（定義） **第２条**　この規約で「帯締め」とは、和装用身のまわり品であつて、結んだ帯が解けないように帯の上に締めるひも（「帯どめ用金具ひも」を含む。）をいう。 ２　この規約で「羽織ひも」とは、和装用身のまわり品であつて、羽織の前が開かないように羽織の両えりに着けるひもをいう。ただし、金属、真珠、さんご、べつ甲、陶磁器、その他これらに類するものを主たる材料とした製品は除く。 ３・４　（略）
（必要な表示事項） **第３条**　事業者は、帯締め等に添付する物、又はこれらの容器若しくは包装に、次に掲げる事項をそれぞれ帯締め及び羽織ひもの表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）で定めるところにより見やすい場所に邦文で明りょうに表示しなければならない。 ⑴　（略） ⑵　繊維を材料として使用している場合にあっては繊維の混用率 ⑶　帯締めにあっては長さ ⑷　（略） ⑸　外国で製造されたものにあってはその国名	（必要な表示事項） **第３条**　事業者は、帯締め等に添付する物、又はこれらの容器若しくは包装に、次に掲げる事項をそれぞれ帯締め及び羽織ひもの表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）で定めるところにより見やすい場所に邦文で明りように表示しなければならない。 ⑴　（略） ⑵　繊維を材料として使用している場合にあつては繊維の混用率 ⑶　帯締めにあつては長さ ⑷　（略） ⑸　外国で製造されたものにあつてはその国名
（特定事項の表示基準） **第４条**　（略） ２・３　（略） ４　手組の文言は、帯締め等の全体（房、坪、刺しゅう部分等を除く。）について、糸の組み加工が組み台を使用して人の労力のみにより行われた場合に表示することができる。 ５　手織の文言は、帯締め等に使用する生地の全体（しん地、刺しゅう部分等を除く。）について、糸の織り加工が手織機を使用して人の労力のみにより行われた場合に表示することができる。 ６　（略）	（特定事項の表示基準） **第４条**　（略） ２・３　（略） ４　手組の文言は、帯締め等の全体（房、坪、刺しゆう部分等を除く。）について、糸の組み加工が組み台を使用して人の労力のみにより行われた場合に表示することができる。 ５　手織の文言は、帯締め等に使用する生地の全体（しん地、刺しゆう部分等を除く。）について、糸の織り加工が手織機を使用して人の労力のみにより行われた場合に表示することができる。 ６　（略）
（違反に対する調査） **第９条**　（略） ２　（略） ３　公正取引協議会は、前項の規定に違反して調査に協力しない構成事業者に対し、その調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは、３万円以下の違約金を課し、又は除名処分にすることができる。	（違反に対する調査） **第９条**　（略） ２　（略） ３　公正取引協議会は、前項の規定に違反して調査に協力しない構成事業者に対し、その調査に協力すべき旨を文書をもつて警告し、これに従わないときは、３万円以下の違約金を課し、又は除名処分にすることができる。
（違反に対する措置） **第10条**　公正取引協議会は、前条第１項に規定する違反行為があると認めるときは、その違反行為を行った構成事業者に対し、その違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨、その違反行為と同様又は類似の違反行為を再び行ってはならない旨、その他これらに関連する事項を実行すべき旨を文書をもって警告することができる。 ２　公正取引協議会は、前項の警告を受けた構成事業者がその警告に従っていないと認めるときは、その構成事業者に対し、30万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。 ３　公正取引協議会は、前条第３項又は前二項の規定により、警告をし、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。	（違反に対する措置） **第10条**　公正取引協議会は、前条第１項に規定する違反行為があると認めるときは、その違反行為を行つた構成事業者に対し、その違反行為を排除するために必要な措置をとるべき旨、その違反行為と同様又は類似の違反行為を再び行つてはならない旨、その他これらに関連する事項を実行すべき旨を文書をもつて警告することができる。 ２　公正取引協議会は、前項の警告を受けた構成事業者がその警告に従つていないと認めるときは、その構成事業者に対し、30万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は公正取引委員会に必要な措置を講ずるよう求めることができる。 ３　公正取引協議会は、前条第３項又は本条第１項若しくは前項の規定により、警告をし、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもつて公正取引委員会に報告するものとする。
（施行規則） **第11条**　（略） ２　前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。	（施行規則） **第11条**　（略） ２　前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に公正取引委員会の承認を受けるものとする。

附　則

五　この規約の変更は、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

みそ業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約（昭和五十二年公正取引委員会告示第四十八号）の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分については、次のとおりとする。

㈠　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を変更後部分に変更する。

㈡　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

㈢　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変　更　後	変　更　前
（目的） **第１条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第11条第１項の規定に基づき、みそ業における不当な景品類の提供の制限を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。	（目的） **第１条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第12条第１項の規定に基づき、みそ業における不当な景品類の提供の制限を定めることにより、一般消費者の適正な商品選択に資するとともに、不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争を確保することを目的とする。